

川崎市国民健康保険（35歳～39歳）健康診査等実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、国民健康保険法第82条及び川崎市国民健康保険条例第9条に規定する保健事業の一環として実施する、健康診査及び保健指導について必要な事項を定め、糖尿病等の生活習慣病を予防することによって中長期的な医療費の伸びの適正化を図るとともに被保険者の健康増進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 健康診査の対象者は、川崎市国民健康保険の被保険者で受診日現在資格を有する者、かつ当該年度内において35歳以上39歳以下の年齢に達する者とする。

2 保健指導の対象者は、健康診査の結果、腹囲が85センチメートル以上である男性若しくは腹囲が90センチメートル以上である女性又は腹囲が85センチメートル未満である男性若しくは腹囲が90センチメートル未満である女性であってBMI（体格指数）が25以上の者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（糖尿病、高血圧症又は脂質異常症の治療に係る薬剤を服用している者を除く。）とする。

（1）血糖検査の結果、ヘモグロビンA1cが5.6%（NGSP値）以上の者

（2）血中脂質検査の結果、空腹時中性脂肪が150mg/dl以上（随時中性脂肪の場合は175mg/dl以上）の者、又はHDLコレステロール40mg/dl未満の者

（3）血圧測定の結果、収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上の者

(実施期間)

第3条 健康診査の実施は、原則として毎年度10月から翌年3月までとする。

2 保健指導の実施は、健康診査終了後のおおむね3か月間とする。

(利用回数)

第4条 同一人につき年度内1回とする。

(診査機関等)

第5条 健康診査を実施する機関（以下「診査機関」という。）は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

2 保健指導を実施する機関は、本市と契約を締結した病院・診療所とする。

(受診券等)

第6条 市長は、健康診査対象者に対して健康診査受診券（以下「受診券」という。）を交付し、対象者は、受診券を診査機関に提出するとともに、健診機関の受付方法に応じて、次に掲げるもののうちいずれかを提示するものとする。

(1) 健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）

(2) 資格確認書

(3) 情報提供等記録開示システムの健康保険資格情報画面

2 前項の規定にかかわらず、オンラインによる資格確認ができない場合において、マイナ保険証を提示する場合は、川崎市国民健康保険から送付される被保険者の資格に関わる情報を通知する書面を併せて提示するものとする。

(検査項目及び実施方法)

第7条 健康診査の検査項目及び実施方法は次のとおりとする。

(1) 別表1に定める基本的な健診項目及び追加健診項目は、すべての受診者に対して実施するものとする。

(2) 別表2に定める詳細な健診項目は、別表3に該当する者に対して、医師の判断に基づき選択的に実施するものとする。

2 保健指導は動機付け支援を行うものとし、実施方法は次のとおりとする。

対象者自ら生活習慣の改善を実施できるよう健診結果の内容や生活習慣の改善の必要性を理解するための的確な初回面接の実施が重要となるため、健康診査実施日から1週間以内において初回面接の分割実施を可能とする。初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。初回面接を分割して実施した場合は、実績評価は、行動計画の策定が完了する初回面接2回目から起算して3ヶ月以上経過後とする。(別表4)

(1) 医師、保健師又は管理栄養士等により初回面接による支援を実施し、3か月以上経過後に面接にて実績評価を行う。ただし、対象者の都合等により実績評価時面接が不可能な場合は通信等を利用して実施するものとする。

(2) 初回面接は1人当たり20分以上の個別支援、又は1グループ(1グループはおおむね8名以下)当たりおおむね80分以上のグループ支援とする。ただし、初回面接を分割実施した場合、初回面接2回目の支援として、「1人当たり20分以上」の個別支援、「1グループ(おおむね8人以下)当たりおおむね80分」のグループ支援を行う必要はなく、対象者の健診結果や初回面接1回目の内容等に応じて実施する。情報通信技術を活用した場合も同様とする。

(健康診査の結果通知)

第8条 健康診査を行った診査機関は、結果を本人に通知し、必要な情報提供を行うものとする。

(健康診査実施後のフォロー)

第9条 健康診査を行った診査機関は、結果説明後、本人に健診結果による階層化と保健指導の案内等を行うものとする。

(費用の負担等)

第10条 健康診査及び保健指導に係る費用は、市が負担するものとし、受診者が負担する額は無料とする。

(統計事業等への活用)

第11条 健康診査・保健指導の結果について、市は被保険者の健康管理に役立てるため、統計事業、保健事業等に活用することができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(川崎市国民健康保険健康診査実施要綱の廃止)

2 川崎市国民健康保険健康診査実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に実施された特定健診の結果に基づく保健指導については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前に交付された国民健康保険被保険者証は、その国民健康保険被保険者証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の要綱第6条第1項各号の規定に掲げるものとみなす。

別表 1

基本的な健診項目	診 察	問診
		身長、体重、腹囲
		BMIの測定
		血圧の測定
		理学的所見（身体診察）
	血中脂質検査	中性脂肪、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール
	肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ GT（ γ -GTP）
	血糖検査	ヘモグロビンA1c
	尿検査	尿糖、尿蛋白
追加健診項目		血清クレアチニン、尿酸、尿潜血

別表 2 詳細な健診項目

貧血検査	ヘマトクリット値、血色素測定、赤血球数
心電図検査	12誘導心電図
眼底検査	眼底検査（片側）

別表3 詳細な健診項目の実施基準

詳細な健診項目	実施できる条件（判断基準）			
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者			
心電図検査	当該年度の健康診査の結果等において、収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上の者又は自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われる者			
眼底検査	当該年度の健康診査の結果等において、血圧又は血糖のいずれかについて、次の基準に該当した者又は前年度の健康診査の結果等において、血糖について、次の基準に該当した者			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>血圧</td> <td>収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上</td> </tr> <tr> <td>血糖</td> <td>空腹時血糖が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上</td> </tr> </tbody> </table>	血圧	収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上	血糖
血圧	収縮期血圧が140mmHg以上又は拡張期血圧が90mmHg以上			
血糖	空腹時血糖が126mg/dl以上、ヘモグロビンA1cが6.5%（NGSP値）以上又は随時血糖値が126mg/dl以上			

別表4 初回面接の分割実施

